A pair of weathered, brown hands is shown from a top-down perspective, gently cupping a small, vibrant green seedling with four leaves. The seedling is growing out of a mound of dark, rich soil. The background is a blurred, dark surface, likely more soil. The lighting is soft, highlighting the texture of the hands and the freshness of the plant.

我が国におけるカーボンフットプリント制度
の実用化・普及推進に向けた取組について

平成21年3月16日
経済産業省

政府の「見える化」戦略について

- 「低炭素社会づくり行動計画」において、消費者への「見える化」としてカーボンフットプリントの制度化の推進・普及を表明(平成20年7月29日)。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指針において、事業者が講ずべき措置として、カーボンフットプリント制度の実施に努めることを明記(平成20年12月12日)。

低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日 閣議決定)(抜粋)

3. 見える化

(1)カーボン・フットプリント制度等の普及

…カーボン・フットプリント制度等の「見える化」について、2008年度中に排出量の算定やその信頼性の確保、表示の方法等に関するガイドラインを取りまとめ、来年度から試行的な導入実験を行うよう目指す。(中略)

なお、ガイドラインの策定に当たっては、WTO協定等を踏まえつつ、国際整合性に十分配慮した取組を進めることとし、ISO(国際標準化機構)におけるカーボン・フットプリント制度の国際標準化に向けた議論に対し、我が国として積極的に貢献する。

地球温暖化対策法に基づく指針(平成20年12月12日 告示)(抜粋)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二十一条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表する。

第二 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

一 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的な措置

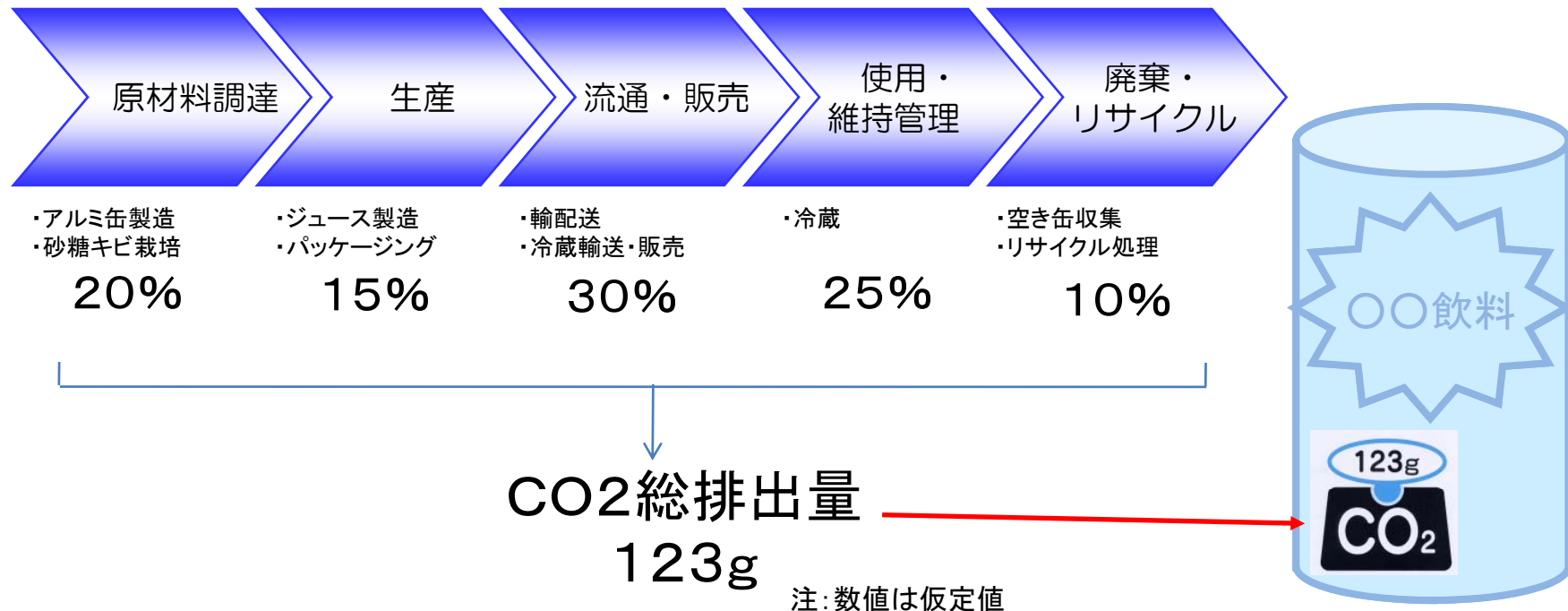
(2)日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等

事業者は、日常生活用製品等について、…低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

カーボンフットプリント(炭素の足跡)について

- 商品のライフサイクル全般(原材料調達から廃棄・リサイクルまで)で排出された温室効果ガスをCO₂量で表したものの。
- サプライチェーン全体の排出量を「見える化」することで、削減効率の高いポイントを把握。事業者単位を超えた一体的な削減対策により、全体最適化を実現。
- 消費者による消費・使用段階でのCO₂排出量の自覚。

缶飲料の例



カーボンフットプリント制度に取り組むことの意義

<政策上の意義>

- 消費者・市場による選択を通じ、企業の事業活動の低炭素化・効率向上に向けた取組強化を実現。これを通じ、日本企業の強みを更に伸ばし、競争力強化につなげる。
- 使用・廃棄段階の情報提供を通じて、消費者による削減努力を促進。
- これら事業者・消費者の取組を通じ、「低炭素社会」の実現を目指す。
- 国内の取組を通じて、国際標準の議論をリードし貢献することを通じて、中長期的な国際展開の基盤を固める。

<事業者にとっての意義>

- 排出量の算定・表示を通じて、自らの地球温暖化防止対策を消費者等にアピール。
 - 環境・エネルギー関連の表彰制度やランキング制度において、カーボンフットプリントに積極的に取り組んでいることなどを審査基準や評価項目に入れることを検討中。
- サプライチェーン全体の排出量の「見える化」により、温室効果ガス削減効率の高いポイントを把握し、効果的な削減対策を促進することにより、低炭素型の事業構造への変革を実現。
- 我が国の事例をもとに、ISOでの国際標準化作業に積極的に関与・貢献し、我が国の取組を国際規格に反映。
- このような取組が、低炭素社会における自社製品の競争力につながる。(国際標準化の議論に先手を打つ)

<消費者にとっての意義>

- 消費、使用、廃棄・リサイクル段階の排出量を自覚し、排出量のより低い商品の購買を選択することにより、低炭素行動を実現。

カーボンフットプリント制度の実用化・普及に向けたこれまでの取組

《取組内容》

(平成20年度)

- カーボンフットプリント制度の在り方(指針)の策定
 - カーボンフットプリントの算定・表示方法
 - カーボンフットプリント制度の構築・普及に向けた課題整理
- PCR策定基準の策定

(平成21年度～)

- 市場導入試行事業を実施、実際に店頭での流通を開始
- ルール(指針、PCR策定基準等)の精緻化

《研究会参加企業 31社》

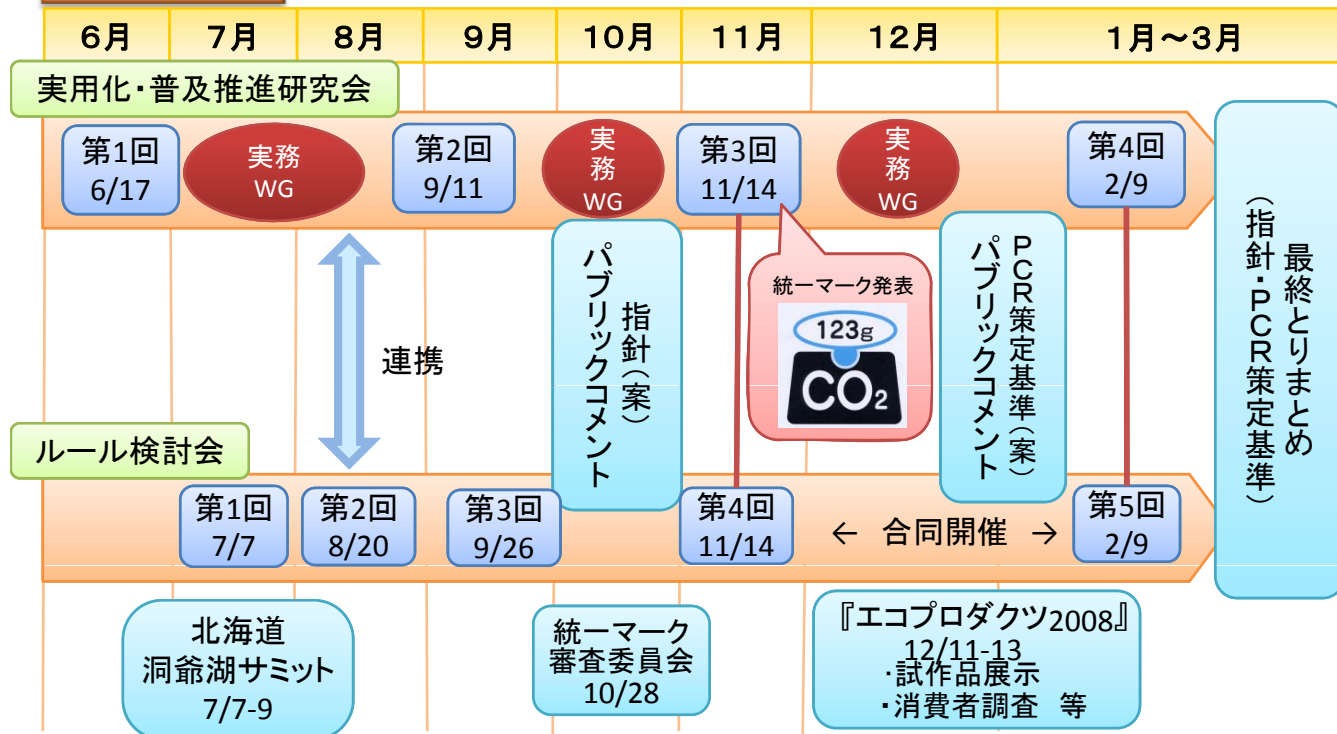
【小売】

- ・イオン
- ・セブンアンドアイ
- ・ローソン
- ・丸井
- ・ファミリーマート
- ・CGC
- ・西友
- ・日生協
- ・ユニー

【消費財メーカー】

- ・サッポロ
- ・カゴメ
- ・カルビー
- ・日清食品
- ・日清製粉
- ・紀文フードケミファ
- ・ライオン
- ・パナソニック
- ・東芝ライテック
- ・コクヨファニチャー
- ・コクヨS&T
- ・コクヨストアクリエーション
- ・大日本印刷
- ・日本テトラパック
- ・東洋製罐
- ・中央化学
- ・ネスレ
- ・味の素
- ・日本ハム
- ・花王
- ・ユニチャーム
- ・富士通

平成20年度 ※環境省、農水省、国交省がオブザーバー参加



平成21年度～

- 市場への流通
- ルールの精緻化

我が国の取組① カーボンフットプリント制度の在り方(指針)等の策定

- 稲葉敦 東大教授(座長)を始め、学識経験者、消費者代表等により構成される、「CO2排出量の算定・表示・評価に関するルール検討会」を平成20年6月より計5回開催。
- 検討会において、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」及び「商品種別算定基準(PCR)策定基準」を策定し、平成21年3月に公表。

ルール検討会委員

稲葉 敦 (座長)

東京大学 人工物工学研究センター 教授

齋藤 雅典

東北大学大学院 農学研究科 教授

須田 茂

社団法人産業環境管理協会 理事

辰巳 菊子

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常務理事

田原 聖隆

独立行政法人産業技術総合研究所 主任研究員

西尾 チヅル

筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授

増井 忠幸

武蔵工業大学 環境情報学部長

敬称略 五十音順

カーボンフットプリント制度の在り方(指針)のポイント

制度の定義・目的

- 原材料調達から使用・廃棄までの総排出量の表示
- 事業者、消費者の排出量削減努力の促進 等

導入分野

- 非耐久消費財(日用品・食品)から導入
- 耐久消費財やサービス部門にも拡大

算定方法

- 対象ガス、算定段階、PCR策定、原単位DB

表示

- 総排出量表示、ラベル(マーク)、追加・詳細表示

信頼性確保

- 独立した公正な第三者による検証の仕組み

実用化・普及に向けた課題

- 消費者の正しい理解、表示・算定コストの適正な転嫁

我が国の取組② カーボンフットプリント統一マークの決定

- エコプロ2008展示試作品に表示するマークを公募し、500件を超える応募。
- マーク審査委員会において、最優秀賞、優秀賞、特別賞として5点を選出。
- 最優秀賞をカーボンフットプリント統一マークとして決定(20年11月14日)。
- エコプロダクツ2008会場において表彰式を実施(20年12月11日)。

マーク審査委員

稲葉 敦

東京大学 人工物工学研究センター 教授

太田 幸夫

ビジュアルコミュニケーションデザイナー

大林 宣彦

映画作家

敬称略 五十音順

選出されたマーク

<統一マーク>



最優秀賞



優秀賞



特別賞



特別賞



特別賞

表彰式



・20年12月11日
・エコプロ2008会場(東京ビッグサイト)

